

## 委員から出された意見

## P | 外環沿線会議

## ①環境への影響と保全対策について

意見

- ・環境影響評価の手続きとは別に、地域のみなさんの意見を聴きながら計画の具体化を進めていくために、計画概念図をもとに環境への予測結果及び保全対策をとりまとめた「環境への影響と保全対策」を作成した。  
【提出資料補足説明】
- ・計画概念図は、環境施設帯の幅の一部や連絡路の設置等の変更をしている。【提出資料補足説明】（山本委員）
- ・「環境への影響と保全対策」は、住民から見れば準備書作成のための資料に感じられる。「環境への影響と保全対策」の位置づけについて答えてほしい。（栗林委員）
- ・地域では環境影響に関する懸念が多く、計画概念図で示す構造とした場合の環境への影響を住民の方々に説明する必要があると考えたものである。
- ・議論のたたき台として示した計画概念図をもとに環境への影響を公表したものであり、今後の検討の結果、変更となる可能性があるという位置づけである。（山本委員）
- ・施設計画の詳細な説明や議論もしていないのに「環境への影響と保全対策」を出して検討が進んでいることはおかしい。（武田委員）
- ・「環境への影響と保全対策」のフローの中で指している現段階の位置が、「手続き及び事業の流れと各段階での検討事項」の時よりも進んだ段階を指している。（栗林委員）
- ・具体的な構造が明確でないまま環境の現地調査を行ったので、環境への影響がありそうな箇所等の調査が不足しているのではないか。追加の調査はするのか。（江崎委員）
- ・「計画の具体化」と「環境への影響の予測、保全設置の検討」の段階にいるという位置づけである。
- ・「環境への影響と保全対策」は、環境影響評価の準備書の手続きに入る前に、「考え方」と「計画概念図」で示した構造とした場合の環境への影響を住民の方々に説明する必要があるとの考えで作成した。
- ・方法書作成の際に、大深度地下方式で5つのインターチェンジの設置を念頭に置いて調査項目を決定した。
- ・外環の構造に大きな変更が生じた場合には、調査をやり直すことも必要である。（山本委員）
- ・仮に外環を整備するのであれば、改めて環境の調査をしなければならない。
- ・「環境への影響と保全対策」は現地調査の結果を整理した資料との認識を持って議論してほしい。（濱本委員）
- ・計画概念図についてPI会議で踏み込んだ議論をしていないのに、計画概念図の計画が固定されたかのようになら先に進んでしまうのはおかしい。（武田委員）
- ・計画概念図は国や都の推奨する案であり、地域PIで詰めていけば計画がひっくり返る可能性がある。
- ・「環境への影響と保全対策」について地元自治体と話し合あって、納得のできる資料としてから示すべき。
- ・地元で計画概念をつくり上げ、それについて討議をしたい。（新委員）
- ・大きなトンネル工事による地域への影響が心配である。計画を一から考え直すべきである。（宿澤委員）
- ・計画概念図は国と都の1つの案であり、これから意見を聴く会やPI会議で検討していかなければならないと考えている。
- ・様々な議論を踏まえ、計画の変更が必要な場合や、万が一、現在の調査では足りない場合は、追加調査が必要である。
- ・案が決まったような言い方で説明し、これで足りないであれば説明、議論しますというやり方はおかしい。しっかりと案を提示して、それに対して議論しない限りは先に進むべきではない。（濱本委員）
- ・「環境への影響と保全対策」は参考程度に留め、地域で出された計画の具体化に関する意見についてPI会議で議論を深めるべきである。（武田委員）
- ・地域PIを実施する際には、「環境への影響と保全対策」のフローの「現在はこの段階です」を従前の位置に修正してほしい。（濱本委員）

## ②地域PIの状況（報告及び意見交換）について

意見

- ・関越や大泉までの外環の経験と照らしあわせ、現段階で何を議論しておくべきかを整理したので、これに対して国と都から文書で回答がほしい。（武田委員）
- ・世田谷区の地域PIでは、住民側から回答は後日文書でして、会では答える必要はないと言っていたが、議事概要を見ると、国と都が回答しているかの様に読める。ここに記載されている国と都の発言に、後日文書で回答した結果も含まれているのかどうかを明確にすべきである。
- ・住民は様々な提案をするので、回答できるものは回答した方がよいが、検証が必要なものはしっかりと検証し、その結果を説明することがPIのあり方ではないか。
- ・直接被害を受ける住民は他のステークホルダーと異なる面があるため、影響を受ける住民の位置づけを明確

にしてほしい。

- ・現在の地域 PI では説明会のようにあり、地域 PI にルール等を確立する必要があるのではないか。
- ・PI 会議の委員が地域 PI にどのように関わっていけば良いのかについて意見を聞きたい。(栗林委員)
- ・計画段階において PI 会議で議論すべきことがあるので、地域 PI に関係なく PI 会議の予定を立てるべき。
- ・地域 PI における PI 会議の委員の参画の仕方について十分に検討すべきである。(濱本委員)

### ③その他

意見

- ・「多摩地域における都市計画道路の整備方針(第三次事業化計画)(案)」の中で、都が三鷹市で優先する道路は全て外環に関連するが、どのような位置づけなのか。
- ・「多摩地域における都市計画道路の整備方針(第三次事業化計画)(案)」について、地元住民との話し合いや三鷹市や周辺の自治体との協議をしっかりとすべきである。
- ・都は、昭和 41 年の都市計画の建築制限を残して道路をつくりやすくしているのではないかと。(新委員)
- ・三鷹 3・5・15 号線は市道の計画のはずなのに、どうして都道になっているのか。
- ・武蔵野市の委員として、三鷹 3・4・11 号線や三鷹 3・4・12 号線の整備には反対である。
- ・「多摩地域における都市計画道路の整備方針(第三次事業化計画)(案)(概要版)」の中に外環が決定したかのような記載があるため、消すべきである。なぜこのような表現になったのか都は説明すべき。(濱本委員)
- ・「多摩地域における都市計画道路の整備方針(第三次事業化計画)(案)」での外環ノ 2 の記載は、廃止も含めて検討をするという、これまでの都の見解を位置づける意味。
- ・現在の「多摩地域における都市計画道路の整備方針(第三次事業化計画)(案)」は案であり、意見を伺っている段階である。関係自治体の意見を伺いながら最終まとめをしていく。最終まとめの際、外環ノ 2 の記載については、誤解のないように訂正していきたい。(山口委員)
- ・「多摩地域における都市計画道路の整備方針(第三次事業化計画)(案)」の中の外環に関する記述は、最終まとめでは住民や関係自治体が納得できるものに直してほしい。
- ・「多摩地域における都市計画道路の整備方針(第三次事業化計画)(案)」を関係住民にしっかりと周知するとともに、どのような方法で意見を受け付けるのかを明確にすべきである。(濱本委員)
- ・「多摩地域における都市計画道路の整備方針(第三次事業化計画)(案)」に関する意見がほしいと考えているのであれば、親切に情報を提供するとともに、関係する地域には必ず資料が渡るようにしてほしい。
- ・「多摩地域における都市計画道路の整備方針(第三次事業化計画)(案)(概要版)」の中で、外環ノ 2 について「廃止を含めて」という記述を加えるべき。(新委員)
- ・意見は地元自治体に送って頂いても結構である。
- ・「多摩地域における都市計画道路の整備方針(第三次事業化計画)(案)」の本編には、外環ノ 2 の取扱いについて構造等の変更や廃止についても記載している。
- ・都、市、町の広報に載せるなど、関係市町の協力を得ながら「多摩地域における都市計画道路の整備方針(第三次事業化計画)(案)」の周知を図っている。(山口委員)
- ・広報の内容では計画の詳細はわからない。関係住民に詳細な内容が伝わる工夫をすべきである。(濱本委員)
- ・都民全員に資料を配布することは難しく、計画の周知は広報に頼らざるを得ない面もある。(山口委員)
- ・広報には、「多摩地域における都市計画道路の整備方針(第三次事業化計画)(案)」の中で重要な内容を掲載するべきである。(濱本委員)
- ・関係する町会長には最低でも資料を配るべき。住民の意見を聴こうとしているようには見えない。(新委員)
- ・前回の PI 会議で出した必要性について疑問について、至急回答してほしい。(江崎委員)
- ・前回の PI 会議提出の疑問は、後日対応させていただきたい。(山本委員)
- ・現在の PI 会議だけでは外環ノ 2 の議論ができないので、どうやって議論するかということを都は考えるべきである。(栗林委員)
- ・外環ノ 2 は本線と切り離し、本線の議論がある程度集約されてから検討する方向で考えている。(臼田委員)